

学位論文に係る評価に当たっての基準

応用言語学研究科

<博士前期課程 修士（応用言語学）・修士（日本語教育学）>

修士論文は以下の内容を満たすものとする。

- ・研究題目に関わるこれまでの先行研究を含め、系統的に論考を深め、且つ十分にその研究内容について記述していること。
- ・修士論文において、従来の研究にはない新たな観点と展開、そして知見を記述していること。
- ・修士論文の審査を受けようとする者は、研究の意義、そしてその研究データの結果を踏まえて、その内容を深く理解し、論文発表会（中間発表を含む）において、その理論的な見解が的確に提示できること。
- ・修士論文は適切に構成され、分かりやすく記述されていること。

<博士後期課程 博士（応用言語学）・博士（日本語教育学）>

博士論文は以下の内容を満たすものとする。（甲種・乙種の共通の事項）

- ・執筆者の主体的な取り組みが研究に著されているものとし、その研究内容が学術的なものであり、且つ独自性を有するとともに、同時に有用性と信頼性が評価され、完成された論文であること。
- ※（乙種の場合は、研究業績による審査を必要とする場合がある。ただし、教育業績の審査は必要としない。）
- ・関連分野においての既存研究に関わる事柄を調査し、研究の位置づけが明示されていること。
- ・研究の新たな観点と展開によって、当該分野において、学術的な貢献が明確に期待できるものであること。
- ・学術的な研究が従うべき規範を遵守しており、研究者としての研究倫理を身につけていると判断できるものであること。
- ・博士論文における主要部分が学術雑誌等（大学及び大学院等が発行する論文集や学術研究雑誌も含む。）で掲載される水準であること。
- ・研究成果に関して、博士論文として説得力のある展開がなされていること。

経済学研究科

<修士課程 修士（経済学）>

経済学研究科のディプロマ・ポリシーの要請を満たす修士論文は次のような水準（基準）に達していることが必要である。

①修士論文のボリューム

本研究科が修士論文としての要件を満たすと判断するに足る、論文の分量は5万字以上である。

②研究テーマ設定の適切性・妥当性

研究テーマが単なる思い付きや興味本位なものに留まらず、ディプロマ・ポリシーで指摘する領域に関わる学術的な事象であることが求められる。そのことをしっかりと認識し、記述していること。

③先行研究等との関連

研究が先行研究ならびに関連諸分野の研究成果を踏まえて為されていることがわかる論文であること。

④仮説と検証過程の論理性

研究の目的を果すための仮説を立て、それをデータや統計数字等を用いて論理的に実証・検証したものであること。

⑤データ及び引用・参考文献の取り扱い

データや統計数字の取り扱い、引用・参考文献・資料等の記述方法が論文作成のルールに基づいて適切に行われていること。

⑥論文のオリジナリティー

論文全体を通して著者独自の知見等、オリジナリティーが見出せるものであること。

経済学研究科では、以上の①から⑥までのすべての水準（基準）を満たす論文を審査の対象とし、審査項目は、「学術性」、「継承性」、「論理性」、「完成度」及び「独創性」とする。

不動産学研究科

<博士前期課程 修士（不動産学）>

博士前期課程の修業年限は2年間で、その間に修士論文を作成して審査を受ける。1年次では、授業やゼミなどを通じて、研究を行うための基礎知識を修得するとともに、博士前期課程の研究論文にふさわしい研究テーマを探究し、その成果を研究テーマ報告会で発表する。2年次では、1年次から取り組んできた研究を修士論文として取りまとめ完成させる。そのためには、論文題目の届出と中間発表会（予備審査）、論文の提出と最終試験など一連のプロセスを経過する必要がある。

学生は指導教員と相談しながら、研究テーマと論文題目を決定して適切な履修計画を立て、研究遂行に必要なスキルを修得し、中間報告では研究目的や研究方法と計画を的確に示す。事前審査では80%～90%の研究進捗状況にあることを想定しており、未だテーマに対して明確なビジョンをもたず、研究を進めるための適切な方法論を修得できていない場合や、研究に必要なスキルを有していないとみなされる場合には、修士論文作成のための研究を継続することが承認されないことがある。

最終試験は提出された論文の内容審査とともに、修士に相応しい学力や幅広い研究能力について試験を行う。

・論文審査

学位論文が受理されると、審査委員会が設置され、論文審査を行う。学位論文審査の要点は以下の通りである。

- (1) 論旨が明確であるか（論文の構成）。
- (2) テーマに関連した既存研究（published work）が十分に考慮されているか。
- (3) 不動産学の教育・研究に貢献しうるか（論文の質）。

上記(1)については、下記事前審査事項7点（①～⑦）について論文に明示されているか否か、また、それらの内容が適切であるかについて審査する。つまり、科学的（real estate science）な論文であるか否かを客観的に審査する。

事前審査会における審査事項

- ① 研究の MOTIVATION（背景・目的、問題意識など）
- ② 研究仮説あるいは研究課題
- ③ 論文の構成（章別構成）
- ④ 仮説の検証方法あるいは対象の分析方法、利用資料やデータ等
- ⑤ 結果とその検討（もしくは、期待される成果など）課題
- ⑥ 論文題目、研究の目的、検証の分析方法、結論の一貫性
- ⑦ 進捗状況と残されている課題

(2) については、特に重要な論文が正しくレビューされているかどうか、及び修士論文との関係が明確に示されているかについて評価する。言い換えれば、テーマに関して必要十分な「勉強」をしているか審査する。

(3) については、主に、「新規性」、「有用性」、「完成度」及び「信頼度」の4つの観点から評価する。ここでは、上記(1)及び(2)には含まれない論文の質を評価する。

・最終試験

最終試験は主査、副査同席のもと非公開で行う。最終試験は当該研究ならびに論文に関する試験だけでなく、本研究科修士として十分な見識や、知識を身に付けているか広い観点から実施する。

論文に関しては、その作成が本人自身によってなされたものであるかどうかの確認、また、中間発表会（予備審査）において指摘された課題についてどのような対応がなされたかの確認、さらに、論文査読において、審査委員が疑義をいただいた点についての質疑等を行う。

併せて、論文の研究領域に関する知識や本研究科修了者として相応しい不動産学に関する一般的な知識や教養を修得しているかについて審査する。

< 博士後期課程 博士（不動産学） >

博士後期課程の修業年限は3年間であり、その間に博士論文を作成、審査を受ける。学術論文として要求される（論文審査の要点）は修士論文と同様である。しかし、授与される博士（不動産学）の学位に対応して、要求水準も高くなる。

博士前期課程と同様に、毎年、研究の進捗を確認する提出物や、発表の場面が設けられている。しかし、博士後期課程の場合には、事前審査会、公聴会の開催は学会論文（査読付き）を提出することが一つの条件となっている。以下、研究の進捗状況の確認や論文審査の手続きで特に重要なものを示す。

・ 研究経過報告書と論文題目の届出、研究経過報告会

1年次の終わり、2年次の終わりに研究経過報告書を提出する。研究経過報告書は表紙のみ様式があり、あとの形式は自由である。

研究経過報告会は2年次の秋に行われる。報告のための申し込みが必要である。同時に、論文題目を届け出る。

発表時間：15分（発表）、10分（質疑応答）の計25分程度

・ 事前審査会

事前審査会は、3月修了の場合は後学期開始後すぐに行われる。審査を受けるための申し込みが必要である。

発表時間：40分（発表）、20分（質疑応答）の計60分程度

事前審査会は、公聴会開催の可否を判断するために行われる。

・ 公聴会

公聴会は3年次の事前審査会の終了後2か月程度の時期に行われる。開催のための申し込みが必要である。

発表時間：50分（発表）、20分（質疑応答）の計70分程度

公聴会は、「学位論文受理の可否についての判定を行うため」（「明海大学大学院不動産学研究科における課程博士学位論文の審査手続き等に関する内規」第3条）に開催する。予備審査の判定は研究科委員会において行う。

・ 論文の審査

学位論文が受理されると、審査委員会が設置され、論文審査を行う。学位論文審査の要点は以下の通りである。

①論旨が明確であるか（論文の構成）。

②テーマに関連した既存研究（published work）が十分に考慮されているか。

③学会査読付き論文、またはそれと同等の論文、著書、作品が、学位論文の主要な構成要素となっているか。

④不動産学の体系化に貢献しうるか。

・ 最終試験

論文審査委員会が実施する。

試験時間：1時間程度

最終試験は、「学位論文を中心としてそれに関連のある専門分野及びその基礎となる分野に関する学識に

ついて、口述又は筆記により行うものとする。」(「明海大学大学院不動産学研究科における課程博士学位論文の審査手続き等に関する内規」第6条)と定められている。

公聴会において指摘された課題についてどのような対応がなされたのかを確認し、さらに、論文審査において、審査委員が疑義をいだいた点についての質疑等を行う。また、「高度に専門的な不動産専門職能の発展と社会貢献に必要となる体系的な学識」(ディプロマ・ポリシー)の修得や伝達能力も確認する。

論文審査委員会の審査結果に基づき、研究科委員会で博士(不動産学)の授与資格の認定を行う。

以上が研究の進捗や審査に係る行事、審査の要点であるが、博士前期課程の事前審査会とは異なり、時期が来れば事前審査会が開催されるというわけではないこと等に注意する必要がある。

明海大学における博士の学位の授与については、「明海大学学位規程」(大学院教育要覧に収録されている。)に学位の申請の手続きが定められている。また不動産学研究科における審査手続きについては「明海大学大学院不動産学研究科における課程博士学位論文の審査手続き等に関する内規」に定められている。